

雇用情勢改善過程における求人・求職の動向

有効求人倍率は平成 21 年度の 0.45 倍から平成 27 年度に 1.23 倍となった。前回の雇用情勢改善過程では、平成 14 年度の 0.56 倍から平成 18 年度の 1.06 倍に上昇している。今回の雇用情勢改善過程を前回の雇用情勢改善過程と比較し、求人数の増加と求職者数の減少の内訳について考察する。

1. 前回と今回の雇用情勢改善過程

今回の雇用情勢改善過程では、有効求人倍率は平成 21 年度の 0.45 倍から平成 27 年度に 1.23 倍となった。前回の雇用情勢改善過程では、平成 14 年度の 0.56 倍から平成 18 年度の 1.06 倍に上昇した(図 1)。

雇用情勢改善過程では有効求人数が増加し、有効求職者数が減少することで有効求人倍率が上昇するが、前回の雇用情勢改善過程では、有効求人数は 4 年間で 75.8 万人増加し、今回では 6 年間で 115.3 万人増加した。増加数を雇用情勢改善過程の年平均でみると前回は 19.0 万人で今回は 19.2 万人となり、増加テンポは同程度となっている。一方、有効求職者数の減少は、雇用情勢改善過程の年平均でみて前回は 14.7 万人の減少、今回は 14.3 万人の減少となり、減少テンポは今回の方が小さい(表 2)。

2. 卸売・小売業、飲食店、建設業で高まった求人増加テンポ

雇用情勢改善過程における求人の増加を新規求人数により産業別にみると、雇用情勢改善過程の年平均では、卸売・小売業、飲食店と建設業で前回に比べ今回の方が増加数が大きくなっており、サービス業では増加数が小さくなっている。増加数が拡大した卸売・小売業、飲食店では、どの雇用形態でも増加数が大きくなったが、臨時・季節での求人増加がめだっている(図 3)。

3. 求職者の減少テンポは女性で拡大

雇用情勢改善過程における求職者の減少を常用有効求職者数により男女別にみると、雇用情勢改善過程の年平均では、男性は、今回の減少の方が小さいが、女性は今回の減少の方が大きくなっている(図 4)。

男女別求職者の減少をフルタイムとパートタイムに分けてみると、男女ともにフルタイムの減少は前回よりも小さくなっているが、女性では、前はパートタイムが増加に寄与していたのに対し、今回はマイナスに寄与し、女性全体としては今回の方が減少が大きくなった(図 5)。

男女別年齢階級別に求職者の減少をみると、男女とも前回に比べ、今回は 25～34 歳層などで減少テンポが大きくなっている。また、今回は男女とも 65 歳以上層で求職者は増加している。一方、女性では、35～44 歳層で、前は増加であったのに対し、今回は求職者の減少がみられる(図 6)。

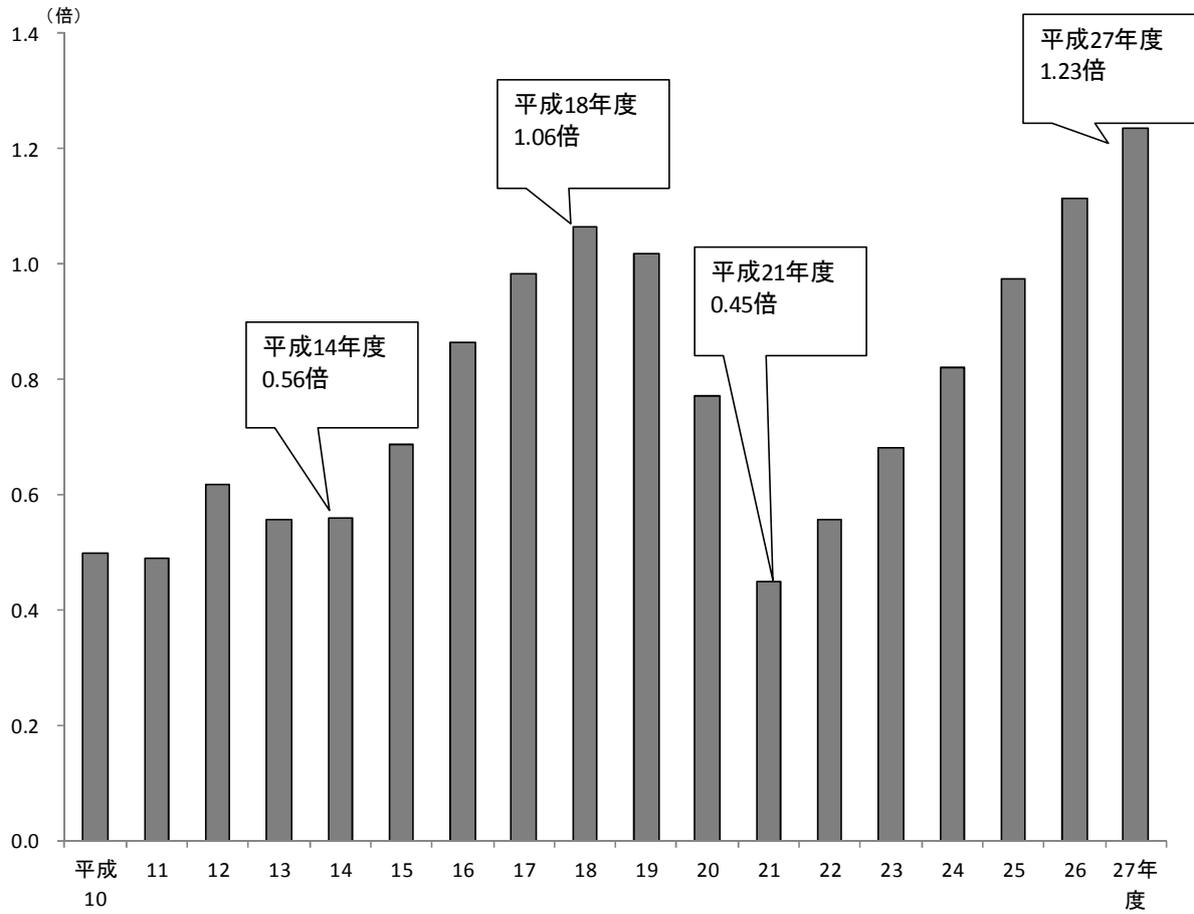
問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

岸場 大輔 直通 : 03-3502-6770

図1 有効求人倍率の推移



資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

表2 有効求人数と有効求職者数の内訳（雇用情勢改善過程）

（単位：万人）

		平成14年度	平成18年度	変化差	変化差 (年平均)	平成21年度	平成27年度	変化差	変化差 (年平均)
有効求人数	一般	152.6	228.4	75.8	19.0	126.2	241.5	115.3	19.2
	常用	142.0	212.8	70.8	17.7	115.8	213.5	97.7	16.3
	常用的フルタイム	94.7	146.2	51.5	12.9	72.8	132.9	60.1	10.0
	常用的パートタイム	47.3	66.7	19.3	4.8	42.9	80.5	37.6	6.3
	臨時・季節	10.6	15.6	5.0	1.3	10.4	28.0	17.5	2.9

		平成14年度	平成18年度	変化差	変化差 (年平均)	平成21年度	平成27年度	変化差	変化差 (年平均)
有効求職者数	一般	273.4	214.7	△ 58.7	△ 14.7	281.1	195.5	△ 85.6	△ 14.3
	常用	265.3	209.1	△ 56.2	△ 14.1	278.2	192.8	△ 85.4	△ 14.2
	常用的フルタイム	228.2	159.5	△ 68.6	△ 17.2	212.3	131.9	△ 80.3	△ 13.4
	常用的パートタイム	37.1	49.5	12.4	3.1	65.9	60.9	△ 5.1	△ 0.8
	臨時・季節	8.1	5.6	△ 2.5	△ 0.6	2.9	2.7	△ 0.2	△ 0.0

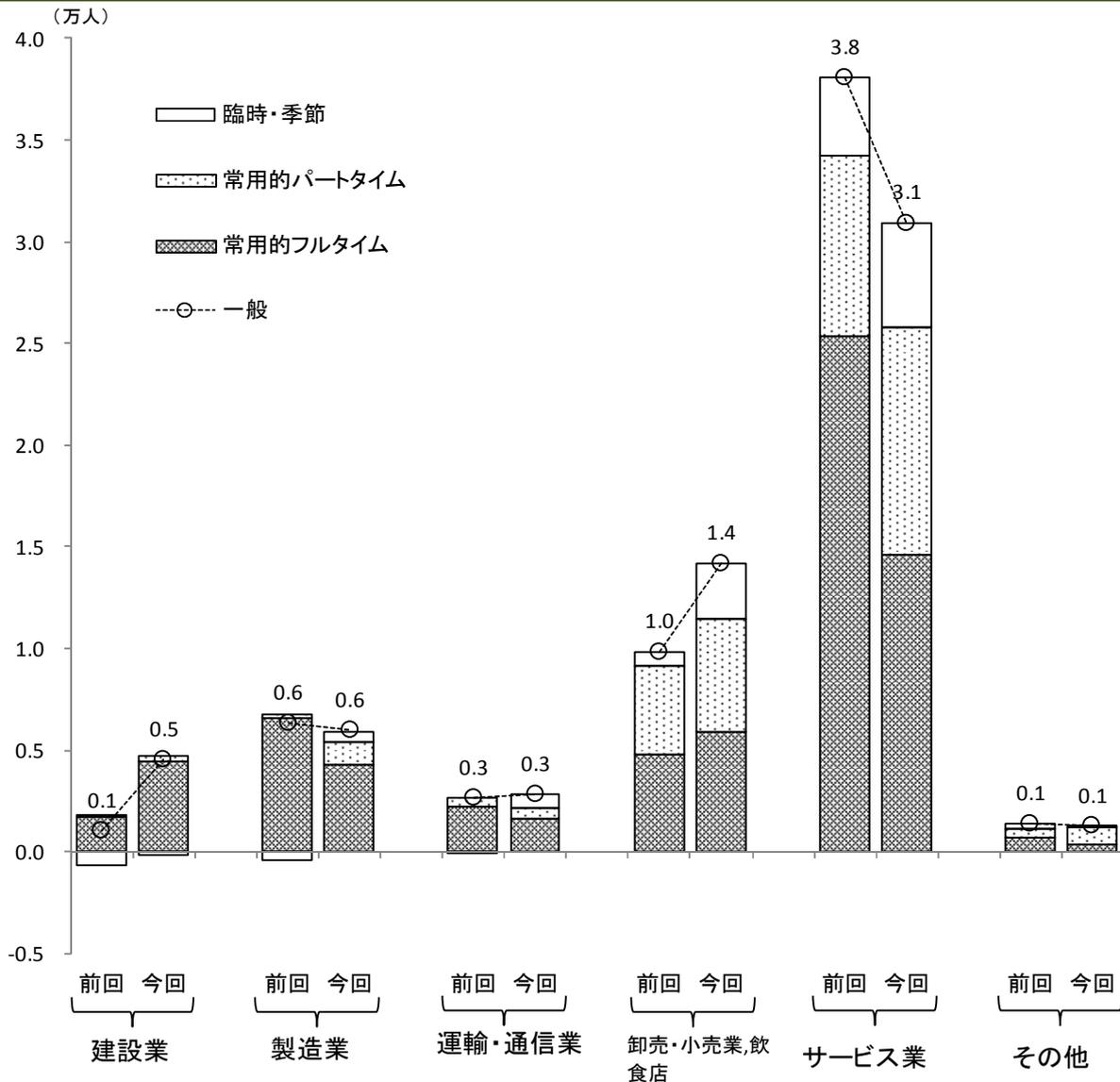
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（注） 変化差（年平均）は雇用情勢改善過程の数値の変化差をその期間の年数で除した値（平成14年度から18年度では、その間の変化差を4で除したもの、平成21年度から27年度ではその間の変化差を6で除したもの）。

（用語の解説）

- ① 「常用」：雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。
- ② 「臨時・季節」：臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの。季節とは季節的な仕事に就労するか季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するもの（期間は4か月未満、4か月以上の別を問わない）。
- ③ 「一般」：常用と臨時・季節を合わせたもの（新規学卒者を除いている）。
- ④ 「パートタイム」：一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短いもの（パートタイムを除いた労働者がフルタイム）。常用のパートタイムを常用的パートタイムという（常用のフルタイムを「パートタイムを除く常用」と表記する場合もあるが、このレポートでは常用的フルタイムとした）。

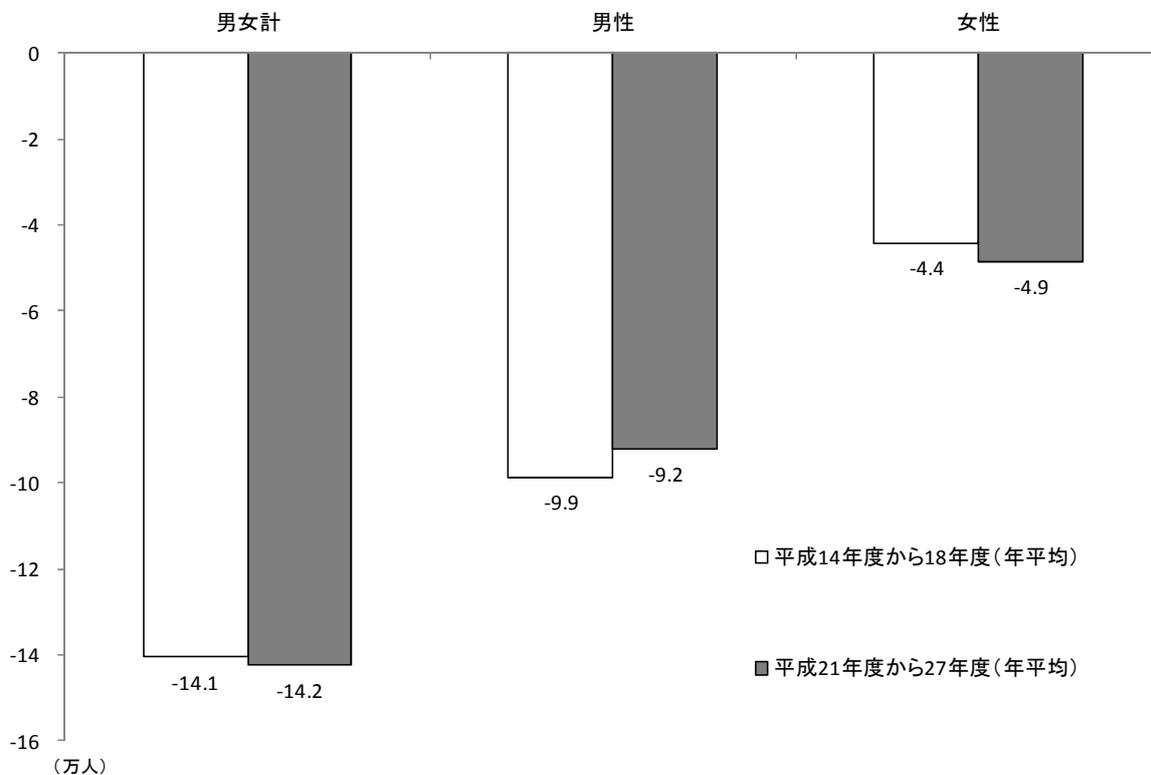
図3 雇用情勢改善過程における産業別新規求人の動向（年平均）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 前回は平成14年度から18年度までの増加数の年平均、今回は平成21年度から27年度までの増加数の年平均(平成14年度から18年度では、その間の増加数を4で除したもの、平成21年度から27年度では、その間の増加数を6で除したもの)。
- 2) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用い、産業分類は平成14年度の値に接合するように平成18年度以降の値を組み替えた。
- 3) 運輸・通信業は、平成18年度(平成14年3月改訂(第11回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では運輸業、通信業(情報通信業の中分類)の計、平成21年度及び27年度(平成19年11月改訂(第12回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では運輸業、郵便業、通信業(情報通信業の中分類)の計とした。
- 4) 卸売・小売業、飲食店は、平成18年度では卸売・小売業、飲食店(飲食店、宿泊業の中分類)の計平成21年度及び27年度では卸売業、小売業に宿泊業、飲食サービス業から宿泊業を除いたものを加算したものとした。
- 5) サービス業は、平成18年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(飲食店、宿泊業の中分類)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の計、平成21年度及び27年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(宿泊業、飲食サービス業の中分類)、物品賃貸業(不動産業、物品賃貸業の中分類)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の計とした。
- 6) その他は、表記した産業以外のもの(計(農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、公務(他に分類されるものを除く)・その他の計)とした。

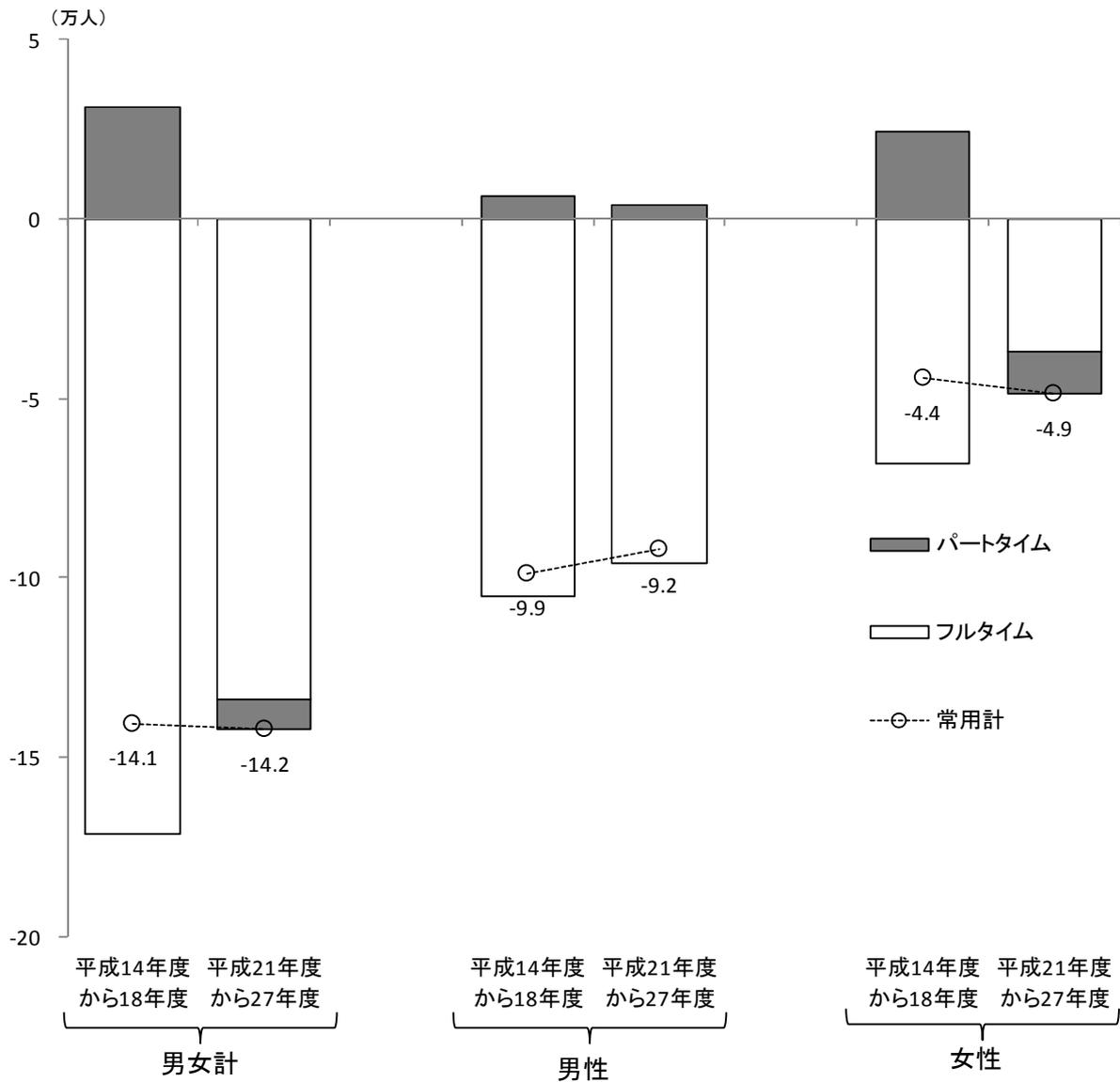
図4 雇用情勢改善過程における常用有効求職者の減少（男女別）



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む常用の有効求職者数を用いた。
- 2) 数値は年平均の変化差としており、雇用情勢改善過程の数値の変化差をその期間の年数で除した値(平成14年度から18年度では、その間の変化差を4で除したもの、平成21年度から27年度では、その間の変化差を6で除したもの)。

図5 雇用情勢改善過程における常用有効求職者の減少（男女別・雇用形態別）

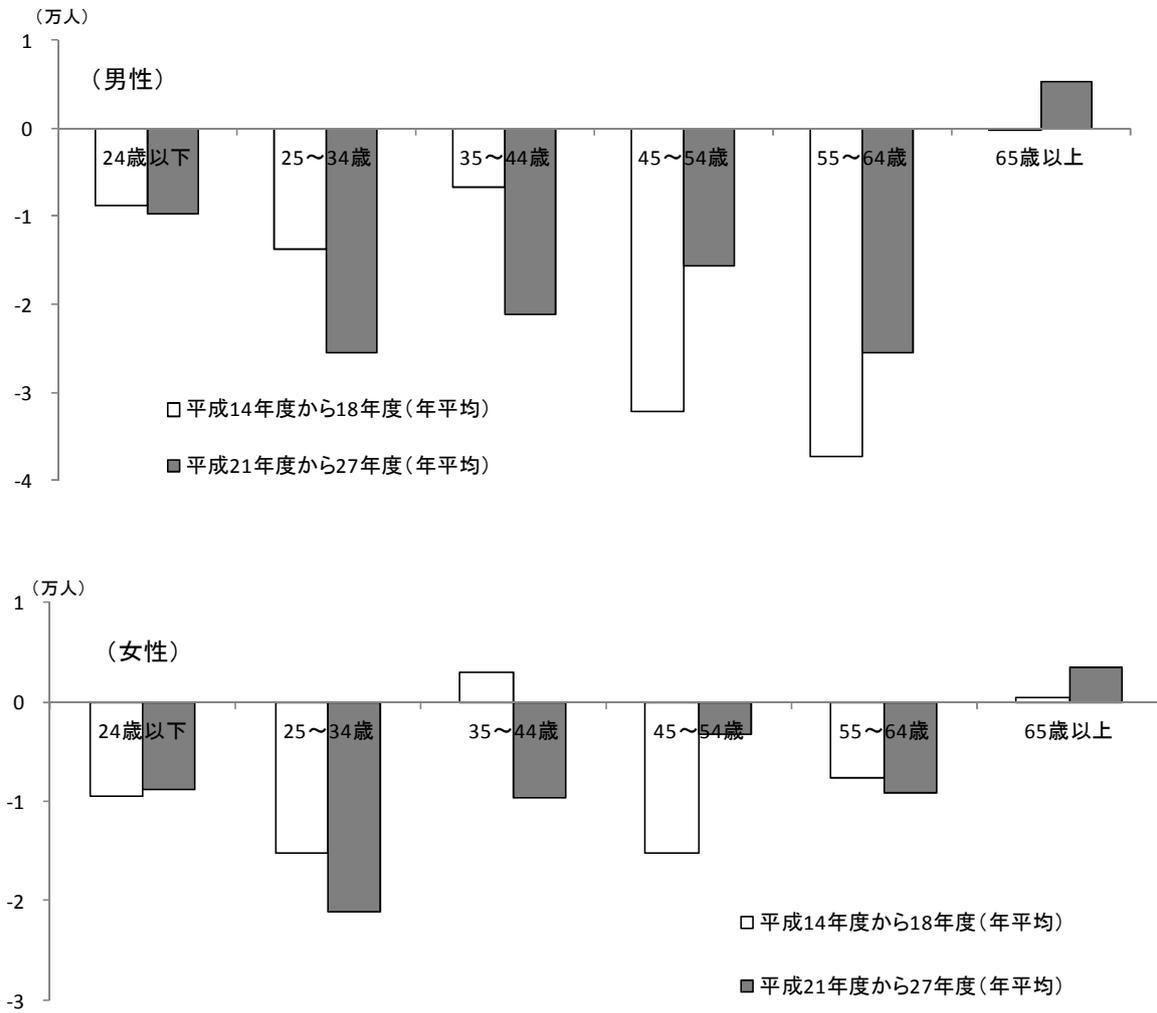


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む常用の有効求職者数を用いた。

2) 数値は年平均の変化差としており、雇用情勢改善過程の数値の変化差をその期間の年数で除した値(平成14年度から18年度では、その間の変化差を4で除したもの、平成21年度から27年度では、その間の変化差を6で除したもの)。

図6 雇用情勢改善過程における常用有効求職者の減少（男女別・年齢階級別）



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む常用の有効求職者数を用いた。

2) 数値は年平均の変化差としており、雇用情勢改善過程の数値の変化差をその期間の年数で除した値(平成14年度から18年度では、その間の変化差を4で除したもの、平成21年度から27年度では、その間の変化差を6で除したもの)。